報第３２号

債権の放棄について

新潟県柏崎市債権管理条例（平成３１年条例第５号）第１０条第１項の規定により、下記のとおり債権を放棄したので、同条第２項の規定により報告する。

令和４年（２０２２年）１０月７日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

１　債権の名称、放棄した債権の額及び件数

債権の名称	放棄した債権の額	放棄した債権の件数
違約金	１１３，４５４円	１件
延納利息（前払金利息）	９，４３７円	１件

２　放棄した理由

徴収停止の措置を採った当該その他の債権について、徴収停止の措置を採った日から規則で定める期間（３年）を経過した後においても、弁済する見込みがないと認められるため（新潟県柏崎市債権管理条例第１０条第１項第７号該当）。